## 個 別 発 注 予 定 表 (1/1)

希望申出期間 令和7年9月30日(火)から 令和7年10月6日(月) 正午まで

整理 番号	業種	件 名	施行場所	概 要	履行期間	条件	お問合せ先及びお申込方法
K-26	物品等	令和7年度北多摩地区保全 地域維持管理及び萌芽更新 業務委託(概算契約)	る。保全地域 野火止用水歴史環境保全地域、海道緑地保全地域、南沢緑地保全地域、南町緑地保全地域、清瀬松山緑地 保全地域、南町緑地保全地域、清瀬谷山緑地 保全地域、清瀬御殿山緑地保全地域、港川台緑地保全地域、清瀬御殿山緑地保全地域、東久留米金山緑地保全地域、東村山大沼田緑地保全地域、東村山下堀緑地保全地域、東村山大沼田緑地保全地域、東村山下堀緑地保全地域なお、受託者は、監督員から指示があった場合には、他の地域での作業も行うこと。 (2) 萌芽更新業務東京都保全地域のうち委託者が指示する2地 万海道緑地保全地域 イ清瀬中里緑地保全地域 イ清瀬中里緑地保全地域 なお、やむを得ない事情により対象地域を変更する必要が生じた場合は、協議の上、変更することができる。	「保全地域」という。)の良好な自然を、将来にわたり引き継いでいくため、保全地域における支障木等の伐採・剪定、倒木処理といった植生管理及び萌芽更新による自然再生業務を行う。 【作業内容】 (1)北多摩地区保全地域維持管理業務保全地域において、次のアからケまでの作業を行うととする。 ア支障木・危険木・枯損木等の伐採周辺状況(周辺樹木、施設物、民家等)を十分確認し、被害木等を伐採(伐採、吊切り)する。イ中・高木剪定樹種の特性に応じ最も適切な剪(せん)定方法により行う。 り倒木処理保全地域内で既に倒れている樹木を処理する。エ草刈り取る。オサメ刈り・竹伐採保全地域内の環境を良好に保つため、竹の伐採やササ類の刈取りを行う。		競争入札参加有資格者であること。 ただし東京都又は東京都環境公社から指名停止措置を受けている期間中は参加することができない。  2. 公益財団法人東京都中小企業振興公社が運営する電子、入札サイト「ビジネスチャンス・ナビ」に登録があること。  3. 見積合せ(入札)は、指名後前記ビジネスチャンス・ナビ電子入札システムにて行います。	電話03-3644-2188 Eメール

(注1)「お問合せ先及びお申込方法」欄をご確認ください。

※なお、希望申請があっても、必ずしも指名されるとは限りません。

(お問合せ)公益財団法人 東京都環境公社 墨田区江東橋4-26-5 担当 総務部経営企画課経理係 電話 03-3644-2188